

静岡県告示第1025号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成28年11月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

黒俣上和田-ロ 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	葵区	黒俣	森平	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	1345 1号
			〃	1345 2号
			〃	1351 3号
			〃	1330 4号
			〃	1322 5号
			〃	1289 6号
			〃	1256-1 7号
			〃	1254-2 8号
			〃	1242-1 9号
			〃	1291 10号
			〃	1296-1 11号
〃	1337-1 12号			